

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年1月20日付けで提起のあった、市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき平成23年12月27日付けで行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

1 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人はハローワークの面接を行っており、申請却下理由は事実と異なる。

イ 妻は、子の育児等により十分な求職活動は困難である。

ウ ライフラインの停止等は急迫状態である。

以上の理由により本件処分の違法・不当性は明らかである。

2 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 平成23年12月2日

審査請求人は、現状の就労収入は少なく今後の生活が心配との理由で保護を申請する。処分庁は、審査請求人および妻の増収に向けての稼働能力の活用が強く問われることを説明し、求職活動状況届を審査請求人に手渡し、これまでの求職活動を記載し提出するよう求める。

(2) 平成23年12月6日

初動調査のため処分庁が審査請求人宅を訪問し、次のことが行われる。

ア 処分庁は、上記(1)にかかる求職活動状況届を受理。

イ 処分庁は、審査請求人および妻の稼働能力の活用が審査の対象となるため、ハローワークに週に1度は赴き、週に2回は求人先の面接を受けるよう助言指導する。

ウ 処分庁は、初動調査日から保護決定が行われるまでの期間の求職活動を記載した求

職活動状況届を提出するよう審査請求人に求める。

(3) 平成 23 年 12 月 25 日

審査請求人は上記(2)一ウにかかる求職活動状況届を F A X にて処分庁に提出する。

(4) 平成 23 年 12 月 27 日

処分庁は審査請求人の保護申請に対して却下処分を決定する。

(5) 平成 24 年 1 月 20 日

審査庁は審査請求人からの審査請求書を受理。

3 判断

本件処分は、処分庁が審査請求人およびその妻の求職活動が不十分であること、また、申請時点において急迫状態とは判断されないという理由により本件処分を行ったものであるため、稼働能力の活用と急迫状態の有無について判断する。

(1) 法令等の定め

はじめに、本件を検討するうえで拠るべき法令等について確認する。

ア 法第 4 条は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）第 4-1 は「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と規定している。

さらに、①については、局長通知第 4-2 は「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と、②については、同通知第 4-3 は「稼働能力を活用する意思の有無の評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が 2 で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえること。」と、③については、同通知第 4-4 は「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2 で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」としている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「課長通知」という。）第 4 の 1 は、現に就労している者の稼働能力の活用についての判断基準は「局長通知第 4 で示した稼働能力についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。具体的には、その者の現在の就労状況が 2 により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるも

のである。一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。」としている。

エ また、局長通知第11-1-(2)は、保護申請時における助言指導について「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」としている。

オ 法に規定する「急迫した事由」とは、「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合」とされている。

(2) 本件処分について

以上を踏まえ、本件処分について検討を行う。

第1に、審査請求人の稼働能力の活用については、局長通知第4-1に基づいて、①稼働能力の有無、②稼働能力を活用する意思の有無、③稼働能力を活用する場の有無、の3点からそれぞれ判断する。

はじめに、①稼働能力の有無について、処分庁の提出した弁明書および関係資料による
ところ、年齢や健康面における特段の制限や阻害要因は認められない。

次に、③稼働能力を活用する場の有無について、本件保護申請が行われた平成23年12月のハローワークの求人・求職状況は、滋賀労働局職業安定部が公表する職業安定業務月報によれば、有効求人数は2,893人、有効求職数は5,898人、有効求人倍率は0.49となっており、これに対して審査請求人は「就職できる求人は十分であったとは言えない。」と主張する。

確かに当時の求人・求職状況は厳しいものであったと考えられるが、しかし、審査請求人には就労にあたって年齢や健康面における特段の阻害要件はないことから、稼働能力を活用する場がなかったとは言えない。

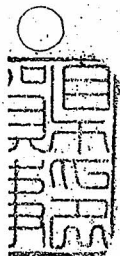
②稼働能力を活用する意思の有無について、審査請求人が処分庁に届け出た求職活動状況報告の内容を確認すれば、上記2の(2)初動調査時において処分庁が受理した求職活動状況届には、本件保護申請日の前1ヶ月間である平成23年11月2日から同年12月2日までの期間における求職活動は、8件の事業所に行ったとの記録がある。

さらに、上記2の(3)において処分庁が受理した求職活動状況届には、本件保護申請日以後の求職活動は、ハローワークに4回、および事業所に4回行ったとの記録が確認できる。

これに対し、審査請求人は本件処分の理由は事実と異なること、および処分庁の助言指導内容(上記2の(2)のイ)は満たしていると主張し、処分庁はハローワークでの求職活動について、申請日前1ヶ月間は一度も行っておらず、保護申請日以降も4回のうち2回は求職面接を行っていないため、求職の努力は認められないと主張するものである。

まず、本件処分の理由のうち審査請求人にかかるものについて、処分庁は「ハローワークへの相談は行っておらず」と記載しているが、明らかに事実と異なっている。

さらに、何をもって②稼働能力を活用する意思の有無を評価すべきかについては、局長通知第4-3は「・・・その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、・・・」とさ



れている。

これを踏まえれば、処分庁は平成23年12月6日の初動調査において、上記2の(2)のイについて助言指導を行ったのであれば、当然のことながら、それに従って審査請求人が提出した求職活動状況報告書の内容について、聞き取りを行うなどにより具体的に把握し、そのうえで②稼働能力を活用する意思の有無について判断を行う必要があった。

処分庁の提出した弁明書および関係資料によると、上記2の(3)でFAX送信された求職活動状況届の内容を審査請求人から聞き取るなどして具体的に把握した事実は確認できず、結果的に、表面的な求職活動の回数のみによって稼働能力の活用の有無が判断されたと言えないことから、稼働能力の活用判断に至るその手順に不当な点があった。

第2に、妻の稼働能力の活用について検討する。

処分庁から提出された関係資料によれば、妻は両親が自営する[REDACTED]の事務所で就労し、1日6時間、週2～3日の勤務とあり、審査請求人が処分庁に提出した平成23年9月分から同年11月分までの給与明細書から算定される当該3ヶ月間の平均は、必要経費等控除後の給与収入は月30,596円、勤務時間は月5.2時間、これを日数に換算すると勤務日数は月8～9日であると確認できる。

これについて、処分庁は、上記2の(1)申請日の面接において増収に向けた求職活動が必要と指導助言するが、妻はまったく求職活動を行っていないと主張する。

現に就労している者の稼働能力の活用について、課長通知第4-1を踏まえて判断すれば、妻は子の育児により就労の程度において一定の制限はあると判断されるが、その勤務日数や就労収入は、妻が有する稼働能力から比較すれば決して十分とは言えないものの、妻は現に就労していること、および子の育児を行っていることを考慮すれば、全く稼働能力を活用していないわけではない。妻が本件保護申請日から本件処分が行われるまでの期間に求職活動を行っていないとしても、子の存在を考慮すると、例えば、保護を適用したうえで引き続き就労指導を行うなど、本件処分以外の他の方法を検討する余地はあったと考えられ、稼働能力を活用していないとして行った本件処分は相当性を欠いているものと判断する。

第3に、急迫性の有無について、上記(1)のオを踏まえて検討する。

審査請求人は、ライフラインの停止や住居の退居通告を受けているなどの状況は客観的に見て急迫状態であると主張するのに対し、処分庁は、継続的に就労収入があること、稼働能力の活用が不十分であること、および妻の父母から必要な援助を受けることが可能であることを理由として急迫状態とは言えないと弁明するものである。

これについて、まず、処分庁の提出した関係資料によると、生活保護制度の基準により算定された世帯の最低生活費は月額253,090円であったのに対し、世帯の3ヶ月間の平均収入(必要経費控除後)は月額47,971円であり、確かに、生活に困窮している状態であった。

しかし、処分庁の弁明によるところ、処分庁は上記2(1)初動調査の後、審査請求人の母および妻の父に電話連絡を行い、それぞれからできる限りの援助は行う意思があることを確認しており、さらに、妻は両親が自営する事務所で就労していることから、両親による世帯の状況確認も可能と考えられる。

以上のことから、放置し難いと判断されるほどの急迫性があったとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 24年 6月 5日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

